

「総量削減義務と排出量取引制度」 地球温暖化対策計画書

※指定相当地球温暖化対策事業所用

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都地球温暖化対策指針

東京都環境局
2017（平成29）年4月

目次

1	地球温暖化対策計画書とは	2
	（1）計画書の概要	
	（2）計画書の公表	
	（3）計画書の提出	
2	指定相当地球温暖化対策事業所における削減計画	6
	（1）基準排出量及び削減目標	
	（2）基準排出量の変更	
	（3）指定相当地球温暖化対策事業者等の変更	
3	計画書の記入方法	7
	（1）計画書の記入にあたっての留意点	
	（2）計画書（Excel ファイル）の入力について	
	（3）計画書（各シート）の記入方法について	

・【参考1】日本標準産業分類表

・【参考2】対策区分一覧

・お問合せ先

1 地球温暖化対策計画書とは

(1) 計画書の概要

「東京都地球温暖化対策指針（以下「指針」という。）」に基づき指定相当地球温暖化対策事業者となった事業者は、毎年、「地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）」を作成して東京都知事へ提出する必要があります。

(2) 計画書の公表

事業者における温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報は広く公にし、社会的評価の対象とすることが重要であるとの観点から、提出された計画書は、東京都地球温暖化対策指針に基づき、東京都が公表します。また、事業者においても自ら公表するよう努めてください。

①事業者における計画書の公表

事業者が作成・提出した計画書は、自ら公表するよう努めてください。公表方法は、次の方法から選択して公表してください。（複数の方法を併用していただいて構いません。）

- ・インターネットの利用による公表
- ・環境報告書への掲載
- ・事業所における据え置き、掲示等

なお、可能な限りインターネットの利用による公表に努めてください。

インターネットの利用による公表ができない場合には、事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表してください。

また、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条第4項の環境報告書をいう。）を作成している事業者は、環境報告書への掲載に努めてください。

※経営に関する事項、その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項、保安上重大な影響を与える事項は除きます。

②東京都における計画書の公表

東京都においても、事業者がその公表を拒否する場合を除き、事業者から提出された計画書を東京都（環境局）のホームページで公表します。

(3) 計画書の提出

①提出時期について

計画書は毎年度11月末日までに東京都へ提出する必要があります。

ただし、指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度については、11月末日と、指定相当に該当した日（指定相当に該当した旨の通知日）から90日経過した日とのいずれか遅い日が提出期限となります。

②提出物について

書類名称	部数	提出条件	電子データの提出	備考
指定相当地球温暖化対策計画書提出書	1部	必須	○	- 提出者の押印が必要です。 - 記入内容は本要領で説明します。
地球温暖化対策計画書	1式	必須	○	- 記入内容は本要領で説明します。 - 公表対象：その1～その6シート - 公表対象外：その8～その10シート
特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。） ※ <u>2016（平成28）年度分の算定報告書</u>	1式	必須 ※1	○	- 対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 - 別途「特定温室効果ガス排出量算定報告書 記入要領」を参照して作成してください。 ※1「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」又は「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」の申請時に当該年度分の算定報告書を提出済みの場合は、計画書提出時には添付不要です。
削減量等算定シート	1式	該当する場合 （任意）	○	- 低炭素電力・熱の受入、高効率CGSからの電気・熱の受入に伴う削減量を算定する場合、外部供給の排出係数を算定する場合に提出してください。 - 高効率CGSからの電気・熱の受入に伴う削減量を算定する場合は、供給事業者から「供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書」の写しをいただき、添付してください。
その他ガス排出量算定報告書	1部	必須	○	- 対象事業所における上下水道使用量等を入力することで、特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 - 別途「その他ガス算定報告書 記入例」を参照してください。
点検表	1式	必須	○	- 点検表と自動車点検表を提出してください。 - 別途「点検表作成の手引き」、「記入例」を参照してください。 ※自動車点検表の作成、提出は任意です。
特定テナント等相当地球温暖化対策計画書	1式	該当する場合	○	特定テナント等事業者の要件に該当するテナントが存在する場合は、特定テナント等事業者が作成した特定テナント等相当地球温暖化対策計画書を添付する必要があります。
供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書	1式	該当する場合 （任意）	○	「高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱受入評価の仕組み」を活用する供給事業者のみ御提出ください。
中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	1式	必須	○	中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認する様式です。
所有等割合計算書	1式	該当する場合 （任意）	○	中小企業等の所有等割合を計算する様式です。
義務対象外となる中小企業者について	1式	該当する場合 （任意）	○	所有等割合の要件（事業所全体の二分の一以上）を満たす中小企業者の情報を記入する様式です。

※検証結果報告書を提出する必要はありません。

■各様式の入手方法

東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページよりダウンロードして、必要事項を記入し、A4 サイズに印刷してご提出ください。

[ダウンロードページ]

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html

■電子データの提出のお願い

作成いただいた提出物の一部は電子データを電子媒体に保存し提出してください。

提出いただく電子媒体は、CD、DVD、MO、FD のいずれかでお願いします。

(USB での御提出は御遠慮ください。)

③提出方法

計画書の提出は、郵送又は窓口持参をお願いします。

副本（事業者控）を必要とする場合には、指定相当地球温暖化対策計画書提出書を2部提出してください。受付印押印後、1部を返却しますので、返送用封筒（返送宛先を記入し、切手を貼付してください）を用意してください。

■郵送の場合

封筒表面に「指定相当地球温暖化対策計画書提出書在中」と明記の上、次の宛先へ送付してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎 16階北側

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

■相談窓口でのご提出

より多くの皆様がスムーズに御提出いただけるよう、事前予約制（先着順）とさせていただきます。予約方法、窓口受付期間などの詳細は、下記 URL を御参照ください。

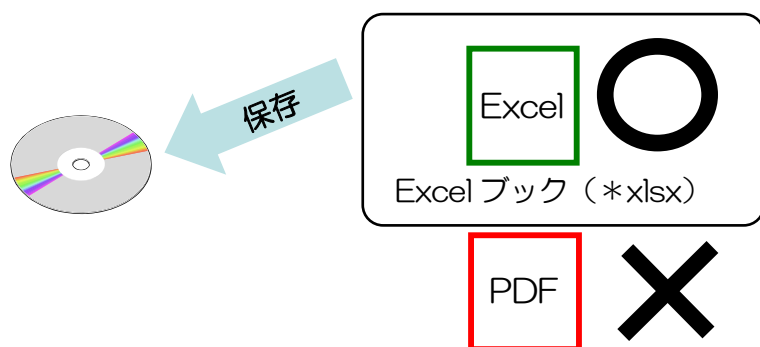
<https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/contact/helpdesk.html>

※11月末日は窓口が混み合い予約ができない場合があります。

お早目の御提出をお願いいたします。

④提出にあたっての注意点

■電子データ

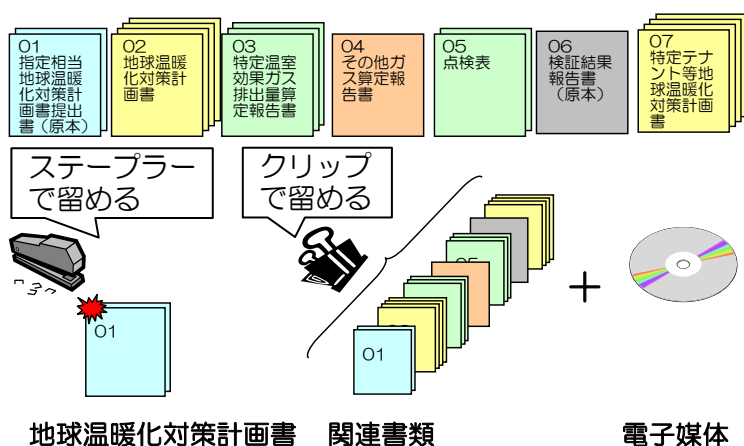


よくある間違い

- ・指定相当地球温暖化対策計画書提出書の電子データがPDFファイルで提出されている。
- ・提出した紙媒体と異なる情報の電子データが提出されている。

- ・電子データは「Excel(*.xlsx)」で保存して御提出ください。
- ・指定相当地球温暖化対策計画書提出書は、押印後の書類をPDFにしたものではなく、Excelファイルで御提出ください。
- ・電子データと紙媒体の情報が異なるようにお願いします。

■紙媒体（綴じ方）



よくある間違い

- ・点検表や検証結果報告書（原本）が提出されていない。
- ・電子データがUSBメモリで提出されている。
- ・旧様式の電子データや、コピーされた紙媒体で提出されている。

- ・書類は書類別にステープラーで留め、さらに全体をクリップで留めて御提出ください。
- ・電子データはCD、DVD、MO、FDのいずれかに保存して、御提出ください。（USBでの御提出は御遠慮ください。）
- ・作成時には必ず最新版の様式を使用し、紙媒体は原本を御用意ください。

2 指定相当地球温暖化対策事業所における削減計画

(1) 基準排出量及び削減目標

指定相当地球温暖化対策事業所には、特定温室効果ガス排出量の削減義務はありませんが、自ら削減目標を設定し計画的に地球温暖化対策を推進する必要があります。

以下の要件に該当する場合は、「指定相当地球温暖化対策事業所」として基準排出量に相当する量を算定していただき、事業所の区分に応じた規則第4条の16に規定する削減義務率以上の削減目標を設定してください。

なお、指定相当地球温暖化対策事業所には基準排出量の申請手続はありません。特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部に規定する方法により、自ら基準排出量に相当する量を算定・変更していただくことになります。

1 特定地球温暖化対策事業所の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所

1に該当する事業所の基準排出量に相当する量は、原則として特定地球温暖化対策事業所であったときの基準排出量を用います。また、削減義務率は指定取消とならなかった場合の値とします。

2 その他の指定相当地球温暖化対策事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が三箇年度※（使用開始年度は除く。）連続して1,500kL以上」に該当した事業所

※指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)の指定取消により指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては、指定地球温暖化対策事業所であった期間を含める。

2に該当する事業所の基準排出量に相当する量については、「特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける年度」を「上記に該当した年度の翌年度」と読み替えて、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第1章に規定する方法により基準排出量に相当する量を自ら算定してください。実際の算定に当たっては、基準排出量決定申請書の記入要領も参考にしてください。

(2) 基準排出量の変更

指定相当地球温暖化対策事業所には、基準排出量変更の手続きはありません。「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量変更の要件に該当した事業所は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第2章に規定する方法により、基準排出量の変更量を自ら算定してください。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業者等の変更

条例第5条の9に該当する変更があつた場合は、変更後の状況を指定相当地球温暖化対策計画書提出書及び地球温暖化対策計画書に記載して提出してください。変更に関する届出等を別途提出する必要はありません。

【条例第5条の9に該当する変更】

- 一 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- 二 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地
- 三 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

3 計画書の記入方法

(1) 計画書の記入にあたっての留意点

①計画書の様式

指定相当地球温暖化対策事業所が提出する地球温暖化対策計画書は、指定地球温暖化対策事業所と同じ様式を使用します。そのため、様式中に「削減義務」の記述がありますが、指定相当地球温暖化対策事業所は削減義務がないため、以下のとおり読み替えてください。

計画書様式の記述	読み替え
削減義務率	削減目標率
削減義務期間	削減目標期間
削減義務量	削減目標量
削減義務履行	削減目標達成

(2) 計画書(Excel ファイル)の入力について

①Excel への入力

都が提供する Excel ファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。

事業者は入力可能な薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。

白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（薄黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

②Excel ファイルのダウンロード

Excel ファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

③コメントの表示／非表示

Excel ファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。Excel の「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

④セル内の改行

「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内できれいに改行できます。

⑤ファイル形式等の改変禁止

提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出する電子ファイルには以下を行わないでください。

- ・ブックに独自の保護をかけること。
- ・シート・セルにリンクを張ること
- ・シート名の変更等の改変

入力に際して不都合がある場合は相談窓口にお問い合わせください。

《Excel2003 をお使いの事業者様へ》

計画書の様式は“Excel2007”以降で作成しております。

Excel2003 形式で作成を希望される場合は、相談窓口にご連絡ください。

(2) 計画書（各シート）の記入方法について

1) 地球温暖化対策計画書提出書の様式及び記入例

地球温暖化対策計画書提出書（第1号様式の19）

平成 29 年 10 月 27 日		
東京都知事 殿		
提出者（他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり） 住 所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号 氏 名 株式会社 東京〇〇 代表取締役社長 □□□□ 代表 取締役 之印		
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
指定相当地球温暖化対策計画書提出書		
東京都地球温暖化対策指針第1編第8 7（1）の規定により、地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。		
事業所の名称	新宿〇〇ビル	
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号	
指定番号	7000 ③	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり	
連絡先	会社名	株式会社 東京〇〇
	郵便番号	〇〇〇-△△△△
	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号
	所属名	総務部環境課
	担当者名	大江戸 花子
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX 番号	03-△△△△-□□□□
	メールアドレス	ooedo=hanako@△△△.co.jp
備考		
※受付欄 ⑤		
備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。 平成 29 年 4 月版		

※委任を受けた代理人が提出する場合や、提出者が2名以上の場合には、提出書と同じ Excel ファイルの「提出者一覧」シートに記入して提出します。（本要領 11 ページを参照）

①提出年月日、提出者

「年月日」

- ・実際に東京都へ提出する日を記入します。

「提出者」

- ・下表の提出者の区分により、プルダウンから適切なものを選択してください。

N O.	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の指定地球温暖化対策事業者の状況
		指定地球温暖化対策事業者（義務者）	代理人	
1	提出者	○	-	いない
2	提出者（他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり）	○	-	いる
3	提出者兼別紙「提出者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「提出者一覧」記載の者の代理人	-	○	

- ・区分所有など、提出者が複数存在する場合は、提出者のうち一名を記入・押印し、プルダウンから「提出者（他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり）」を選択してください。
- ・既に「事務手続の委任」を行っている場合は、代理人の住所・氏名を記入しますが、代理人が提出者（義務者）を兼ねるときは、「提出者兼別紙「提出者一覧」に記載の者の代理人」を選択してください。

「住所・氏名」

- ・提出者は「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業者の住所・氏名を記入してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所に該当した日以降に事業者の変更があった場合は、変更後の最新の事業者を記入して提出してください。（別途、他の変更届等は必要ありません。）
- ・法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- ・ゴム印等を使用した場合にも、ご提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- ・押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。
※事務手続の委任を行っている場合でも、代理人の押印は必要です。

②事業所の名称・所在地

「事業所の名称」

- ・事業“者”ではなく、事業“所”の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名）を記入してください。に記載して届け出た事業所の名称となります。

「事業所の所在地」

- ・「指定相当地球温暖化対策事業所該当（非該当）確認等通知書」に記載された所在地を記入してください。

③指定番号

- ・「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載された「指定番号」（4桁）を記入してください。

④連絡先

- ・連絡先には、問合せ等の窓口となる方の連絡先の住所、部署、担当者氏名、連絡先（電話、FAX、メール）、その他備考等を記入してください。①で記載した会社に所属している方でなくても結構です。
- ・記入いただいた連絡先に説明会等の案内を郵送させていただくこともありますが、事業者又は代理人と異なる法人の方の場合は、都からの通知書は直接事業者（又は代理人）へ送付します。

⑤受付欄

- ・記入しないでください。

※検証結果報告書の添付は不要です。（指定相当地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス排出量算定報告書は検証の必要はありません。）

提出書（表紙）に記入した日付が自動記入されます。

指定相当地球温暖化対策計画書の提出者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

指定相当地球温暖化対策計画書の提出対象となる事業所

提出書(表紙)に記入した名称・所在地が自動記入されます。

名称 : 新宿〇〇ビル

所在地 : 新宿区西新宿二丁目8番1号

住 所 東京 都 新宿 区 西新宿二丁目8番1号

氏 名 株式会社 大江戸〇〇〇
代表取締役 □□□□

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。

代表
取締役
之印

住 所 東京 都 新宿 区 □□町

氏 名 株式会社 大江戸第二〇〇〇
代表取締役 ○〇〇〇

個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください（上側は空欄としてください。）。

代表
取締役
之印

住 所 東京 都 新宿 区 □□町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 東京第二〇〇〇
代表取締役 △△△△

代表
取締役
之印

住 所 都

氏 名

義務者となる方全員分を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。ただし、提出書（前頁）の右上に記入した方は、この欄への記入は不要です。

印

住 所 都 区

※ 必ず全員分捺印してください。

（ただし、既に事務手続の委任を行っている場合は捺印不要です。）

印

氏 名

印

住 所

氏 名

印刷範囲の設定が7名までとなっています。
8名以上記入する場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。

印

⑥

⑥提出者の住所、氏名、押印

「住所・氏名」

- ①で記入した提出者以外の提出者の情報を記入してください（法人の場合は、住所欄に本拠地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください）。
- 提出者は「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業者の住所・氏名を記入してください。
- 法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- ゴム印等を使用した場合にも、ご提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- 押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。

※「事務手続の委任」を行っている場合は、押印は不要です。（「事務手続の委任」を行う場合には、別途委任の手続が必要です。）

※ 提出者の記入が用紙 1 枚に収まらない場合は、Excel 様式上の印刷範囲を拡大してください（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）。最大 200 名まで記入できます。記入欄が不足する場合は、相談窓口まで御相談ください。

※事業所や事業者の氏名・所在地等の変更について

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した日以降に事業所の名称又は所在、事業者の氏名又は住所に変更があった場合は、変更後の最新の事業者を記入して提出してください。（別途、他の変更届等は必要ありません。）。

2) 地球温暖化対策計画書の様式及び記入例

必ず右上に「指定相当」の表示がある指定相当地球温暖化対策事業所専用の様式を使用してください。
黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入して下さい。その他セルは自動入力されます。

その1（公表）シート

2017年度

※提出年度を入力してください。

指定相当

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 東京〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 大江戸〇〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 大江戸第二〇〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	株式会社 東京第二〇〇〇
指定相当地球温暖化対策事業者	他 個人15名
特定テナント等相当事業者	株式会社□□商事
特定テナント等相当事業者	株式会社△△銀行

このシートは、公表の対象となっているため、指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者が個人の場合は、氏名を入力せず、個人の人数の合計を記入してください。

その1-①

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称	東京〇〇ビル						
事業所の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号						
事業の種類	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業			
	産業分類名	不動産賃貸業・管理業					
主たる用途	事務所						
	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	135,000.00	㎡	基準年度	115,000.00	㎡
	事務所	前年度末	118,324.00	㎡	基準年度	110,000.00	㎡
	情報通信	前年度末		㎡	基準年度		㎡
	放送局	前年度末		㎡	基準年度		㎡
	業	前年度末		㎡	基準年度		㎡
	泊	前年度末	7,565.00	㎡	基準年度		㎡
	育	前年度末		㎡	基準年度		㎡
	療	前年度末		㎡	基準年度		㎡
	化	前年度末		㎡	基準年度		㎡
流	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
駐車場	前年度末	9,111.00	㎡	基準年度	5,000.00	㎡	
工場その他上記以外	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
事業の概要		不動産の賃貸及びビル管理として新宿〇〇ビルを管理している。 新宿〇〇ビルの概要 1990年しゅん工 地上50階、地下4階、12000人が就業 地上50階と地下1階は飲食店街、地下2階、3階は駐車場、それ以外は事務所である。					
敷地面積		9,500.00 ㎡					

その1-②

その1-③

その1-④

その1-⑤

その1-⑥

その1-⑦

改行する場合は、「Alt キー + Enter キー」を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整しないでください。

平成29年4月版

その１－① 指定相当地球温暖化対策事業者及び特定テナント等相当事業者の氏名

この項目は、計画書を作成・提出する指定相当地球温暖化対策事業者の氏名を記入する項目です。特定テナント等相当事業者がいる場合には、特定テナント等相当事業者の氏名も記入してください。

- ・指定相当地球温暖化対策事業者は、「指定相当地球温暖化対策計画書提出書」の提出者です。
左欄は「指定相当地球温暖化対策事業者」をプルダウンで選択し、右の「氏名」欄に本計画書提出書の提出者である法人の名称を記入してください 例：×「株式会社東京 事業部」 → ○「株式会社東京」
- ・特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者がいる場合は、左欄は「特定テナント等相当事業者」をプルダウンで選択し、右の「氏名」欄にその法人の名称を記入してください。
- ・特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者が指定相当地球温暖化対策事業者である場合は、「指定相当地球温暖化対策事業者」を選択してください。
- ・特定テナント等相当事業者は、別途「特定テナント等地球温暖化対策計画書」を提出する必要があります。

（参考）特定テナント等相当事業者の要件

次のいずれかに該当するテナント等事業者

- 1 当年３月末日時点で床面積 5,000 平方メートル以上使用している事業者
- 2 床面積にかかわらず、前年度の４月１日からの１年間の電気の使用量が 600 万 kWh 以上の事業者

その１－② 事業所の名称、事業所の所在地

- ・事業所名称及び事業所所在地を記入してください。（提出書の記載と一致）

その１－③ 事業の業種

- ・義務者の業種を記入してください。本要領 30、31 ページの【参考 1】に記載している日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択してください。分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。
- ・義務者が複数いる又は業種が複数ある場合は、事業規模として大きいものを選択してください。

その１－④ 主たる用途

- ・用途の種類は、その１－⑤の「用途別内訳」項目に数値を入力することで、その対象事業所の建物等の主たる用途が自動入力されます。

その１－⑤ 建物の面積

- ・建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。事業所に住宅、熱供給事業用の施設、電気事業用の発電所及び変電所が含まれている場合は、当該面積を除いてください。熱供給事業所は熱供給先面積（住宅を含む）を「工場その他上記以外」に記入してください。

※「前年度末」の欄は、前年度末日時点における延べ面積を記入します。この面積は都に提出する「特定温室効果ガス排出量算定報告書」に記載されている「建物の延べ面積」と同じ値になります。

※「基準年度」の用途別面積は、基準排出量に相当する量を算定した年度における延べ床面積を記入してください。新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所で基準排出量に相当する量の算定を行っていない場合は空欄にしてください。

※ 様式での面積の表示は、小数点第３位以下を四捨五入しています。

その１－⑥ 事業の概要

- ・事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入してください。

その１－⑦ 敷地面積

- ・建築確認申請等で記載されている事業所全体の敷地面積を記入してください。なお、熱供給事業所又は電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

※ 様式での面積の表示は、小数点第３位以下を四捨五入しています。

その2（公表）シート

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	株式会社 東京〇〇 運営企画部企画グループ	その2-①
	電 話 番 号 等	03-5321-××××	
公表の 担当部署	名 称	株式会社 東京〇〇 総務部広報課 環境広報担当	
	電 話 番 号 等	03-5321-〇〇〇〇	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス :	http://www.△△△.co.jp	その2-②
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	株式会社 東京〇〇 総務部広報課	
		所在地 :	東京都千代田区□□町一丁目1番1号	
		閲覧可能時間 :	9:00から16:30（土曜、祝日、年末年始は除く）	
	冊 子	冊子名 :	新宿〇〇ビル「環境レポート第〇〇号」	
		入手方法 :	ホームページに掲載	
	そ の 他			

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	2007	2	月	8	日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度						

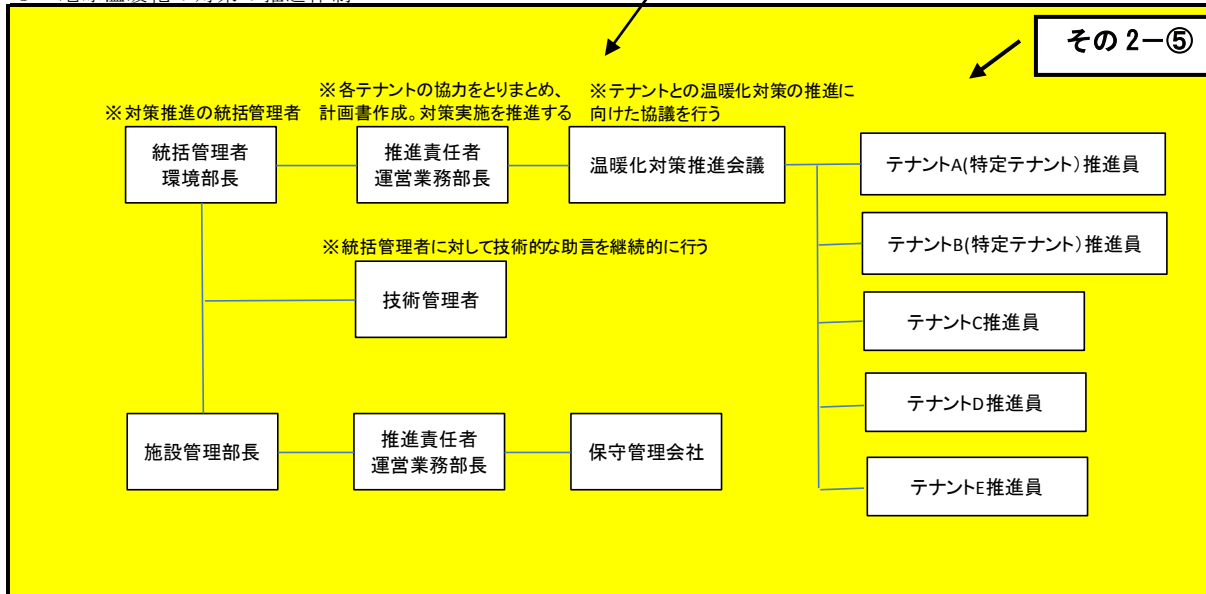
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社では、日頃より環境配慮の積極的な取り組みを進めている。
その中で、以下の3点を重視して地球温暖化対策に取り組む。

- 1、事務所での省エネの取組
- 2、事業所での自然エネルギーの利用拡大
- 3、社員、入居テナントに対する環境意識向上のための啓発活動

改行する場合は、「Alt キー+Enter キー」
を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整
しないでください。

3 地球温暖化の対策の推進体制



その2ー① 担当部署

- ・「名称」欄に担当部署を記入してください。

公表後はこの欄に記入された部署が都民等からの問い合わせ先となります。

※本シートは記載内容がそのまま公表されますので、個人が特定される情報は記入しないでください。

その2ー② 地球温暖化対策計画書の公表方法

- ・公表方法は、次の4つの方法から選択してください（複数選択可）。

ホームページでの公表：計画書を自社等のホームページに掲載します。計画書を掲載するURLを記入してください。広く公表できるように、なるべくこの方法を選択してください。

窓口での閲覧：事業所の窓口正本コピーを置き、希望者に閲覧できるようにしてください。
窓口は対象事業所ではない場所（本社の広報窓口等）でも結構です。

冊子（環境報告書等）：環境レポート等の冊子に掲載する方法です。入手方法も記入してください。

その他：上記3つのいずれの方法とも異なる場合に選択してください。

その2ー③ 指定年度等

- ☐ 「指定相当地球温暖化対策事業所」 覧

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度を西暦で記入してください。

（「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」の年度）

- ☐ 「特定地球温暖化対策事業所」 覧

○新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所或いは指定地球温暖化対策事業所から
指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所

3箇年度連続で原油換算エネルギー量が1,500klを超え、削減目標の設定が開始された年度
を西暦で記入してください。

○特定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度を西暦で記入してください。

（「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」の年度）

- ・事業所の使用を開始した年月日を記入してください。

※ここでも入力した年度が以降のシートの記入内容に影響されるため、適切な数値を記入してください。

その2ー④ 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- ・対象事業所及び全社的に取り組んでいる温暖化対策や環境対策、この計画書について、これらを推進するための基本的方針を記入してください。特に対外的にアピールしたいものがあれば、積極的に記入してください。

その2ー⑤ 地球温暖化の対策の推進体制

- ・温暖化対策の実施に向けた推進体制を図等で記入してください。この書面は公表対象のため、個人が特定される情報（担当者等の個人名）は記入しないでください。
- ・記入例で示した体制図のように、「統括管理者」、「技術管理者」、「推進責任者」、「推進員」等の担当職名を明記してください（担当職が未定の場合、担当する見込みのある職名を記入してください。）。
- ・体制図が大きい等、記入しきれない場合は、「別紙参照」と記入するとともに、別途御提出ください（別紙参照とすることができるのは、この推進体制のみです。）。なお、この別紙も公表対象となります。

その3（公表）シート

4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間		2015 年度から	2019 年度まで	その3-①		
削 減 標 目	特 定 温 室 効 果 ガ ス	コミッショニングや省エネ診断等を活用してエネルギー使用量の最適化・効率化を追求するとともに、入居テナントと一体となって運用対策を実施することにより、総量削減義務（17%見込み）の削減を目指す。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって、節水を行うことで、その他ガスを削減する。順次、節水型の水栓便器を使用しており、トイレの節水対策は実施済である。今後は入居テナントに対し節水を呼びかけ、水道の使用量を計画期間中に2%以上削減する事を目標とする。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	12,000	t（二酸化炭素換算）/年	削 減 義 務 率 の 区 分	I - 1	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	49,800	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17.0%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

(2) 削減計画期間と削減目標					その3-②
計画期間	2020年度から	2024年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	太陽光パネルの導入、積極的な高効率設備への更新などにより、基準排出量の17%以上の削減を目標とする。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	引き続き節水を行うことで、その他ガスを現状の2%以上削減した状態を維持する。			

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		8,500				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六フッ化イオウ（SF ₆ ）					
	三フッ化窒素（NF ₃ ）					
	上水・下水	10				
合計		8,510				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	85.0				

その３－① 現在の削減目標計画期間の削減目標

「削減目標」

- ・特定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合に記入してください。
- ・2015 年度から 2019 年度の削減計画期間における特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスについて、定量的な削減目標を記入してください。
- ・目標値については、事業所の種類に応じた環境確保条例施行規則第 4 条の 16 に規定する削減義務率以上の目標値を設定してください。特定地球温暖化対策事業所から引き続き指定相当地球温暖化対策事業所となった場合は、特定地球温暖化対策事業所のままであった場合の削減義務率以上の目標値を設定してください。
- ・特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）についても削減目標を記載します。特に、その他ガス排出量の割合が事業所に係る全ての温室効果ガス排出量の 2 分の 1 以上である場合は、その他ガスの削減について、定量的な目標を記入してください。

「削減義務の概要」

- ・その 8（非公表）シートから自動転記されます。目標値が設定されていない事業所は、空欄のままで結構です。

その３－② 次の削減計画期間以降の削減目標

- ・2020 年度から 2024 年度の削減計画期間における特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスについて、削減目標を記入してください。

その３－③ 温室効果ガス排出量の推移

- ・算定年度の排出量を記入します。
- ・2016 年度の特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）排出量は、2016（平成 28）年度の数値を記入してください。（「特定温室効果ガス排出量算定報告書」その 6 シート）
- ・2016 年度のその他ガス（上水・下水など）排出量は、「その他ガス排出量算定報告書」を作成し、算定値をガス種別ごとに転記してください。
- ・第 2 計画期間より「三ふっ化窒素（NF₃）が追加となっています。

その３－④ 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

- ・「その 3－③」で記入した各排出量を「建物の延べ面積」で除した値が自動で記入されます。

※第 2 計画期間で面積が変更になった場合、変更前の年度については、過年度の計画書に記載された数値を手入力してください。

その4（公表）シート

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ ）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

その4-①

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
変更年度						

その4-②

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

その4-③

(4) 削減義務期間

2015 年度から 2019 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

その4-④

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						49,800
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						10,200
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	8,500					8,500
	排出削減量 (F = A - E)	3,500					3,500

その4-⑤

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	☐ 削減対策	☐ 床面積の増減	☐ 用途変更
	☐ 設備の増減	☐ その他	
具体的な増減要因			

その4-⑥

《注意》 その4シート を記入する前に確認してください！

基準排出量に相当する量を算定した事業所のみ、記入してください。

その4ー① 基準排出量の算定方法

- ・該当する基準排出量の算定方法に「●」を付けてください。
- ・過去の実績排出量の平均値から算出している場合は、基準年度を記入してください。

その4ー② 基準排出量の変更

- ・「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量変更の要件に該当した事業所は、変更事象のあった年度のプルダウンから「○」を選択してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所には、基準変更の手続きはありません。基準排出量変更の要件に該当するかを自ら判断し、該当する場合は変更後の値を算定してください。

その4ー③ 削減義務率の区分

- ・事業所の種類に応じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の16に規定する削減義務率の区分をプルダウンで選択してください。不明の際は相談窓口まで御相談下さい。

その4ー④ 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

- ・指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません

その4ー⑤ 年度ごとの状況

- ・自ら算定した基準排出量に相当する量及び該当する削減目標率を年度ごとに記入してください。基準排出量の変更要件に該当する事象がある場合は、自ら変更量を算定して変更後の基準排出量に相当する量及び該当する削減目標率を記入してください。
- ・基準排出量の変更については特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第3部第2章に規定する方法により行ってください。実際の算定に当たっては、基準排出量変更申請書の記入要領も参考にしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/change_application28.html

その4ー⑥ 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

- ・前年度の排出量と比較して、当該年度の排出量増減に影響を及ぼしていると考えられる要因（設備更新等による減少、操業状況、天候等の外的要因による変化、空室率の増減等）を分析し、記入してください。
 - ・「増減要因」のチェックボックスにチェックを入れ、「具体的な増減要因」に詳細を記入してください。
- ※サーバー設備の増減があった場合は、「増減要因」の「設備の増減」にチェックを入れ、「具体的な要因」に詳細を記入してください。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 N°	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
			【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】		
1	150200	15_照明設備の運用管理	LED化	2013～	
2	130100	13_空気調和の管理	クーリス等	2008～	
3	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	蒸気トラップ	2015～	
4	130100	13_空気調和の管理	温度管理	2018～	
5	130200	13_空気調和設備の効率管理	空調ポンプオーバーホール	2018～	
6					
7					
22					
23					
			【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】		
51					
52					
53					
			【排出量取引の計画及び実施の状況】		
61	180100	18_排出量取引	再エネクレジット	2017～	
62					
63					

《注意》 その5シート を記入する前に確認してください！

これから計画する排出量削減対策について、自らの現状を把握し、効果的かつ実施可能な計画を立案するために、別途、「点検表」に記入して御提出ください。

その5－① 削減計画及び実施の状況

- ・「特定温室効果ガス排出量の削減」に削減計画及び実施状況を記入してください。
※基準排出量に相当する量を算定した事業所にあつては、基準年度以降に実施した対策を記入してください。
※指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く)のから指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所は、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた年度以降の対策を記入してください。
※その他の場合は、指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた年度以降の対策を記入してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、「その他ガス削減」、「排出量取引」の欄は使用しません。

その5－② 対策の区分

- ・削減計画（実施状況）の対策に該当する「区分名称」をプルダウンから選択します。対策区分は本要領33ページ以降の【参考2】を参照してください。
区分番号は選択した区分名称から自動入力されます。

その5－③ 対策の名称

- ・削減対策の内容が分かる名称を記入してください。

その5－④ 実施時期

- ・各対策の実施予定（実施した）時期を記入してください。

その5－⑤ 備考

- ・「その5－③」で示した削減対策の具体的な内容を記入してください。

※その5シートに記入した対策内容は、一部、その9シートに自動入力されます。

その6（公表）シート

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当社では、日頃から環境配慮の積極的取組を進めている。
以下の3つの点を重視して地球温暖化対策に取り組んだことにより、社員及びテナント事業者従業員の省エネルギーや地球環境に対する意識の向上が図られた。
また、取引事業者やお客様への啓発活動を行うことにより、顧客満足度の向上に寄与することができた。

1. 事業所での省エネの取組

施設管理者が対策を率先して行い、テナントに関する対策をテナントとの協議を重ねながら、計画期間内に全ての対策を実施することを基本方針とした。今年度は9割のテナントがクールビズに参加を表明するなど、テナントの積極的な協力により、今後はさらなる温室効果ガスの排出に抑制が見込める。また、設備に係る対策は計画どおり実施できている。

2. 事業所での自然エネルギーの利用拡大

当ビルの建設に当たっては、太陽光や風力など、発電時に二酸化炭素を排出せず、環境負荷が小さい自然エネルギーを積極的に取り入れた。

昨年度はグリーン電力証書（風力発電）を100,000kWh分購入し、風力発電の推進に協力した。

3. 社員・入居テナントに対する環境意識向上のための啓発活動

〇〇規格を取得し、社員の環境に対する意識を向上させるために、〇〇研修や△△活動など意識改革に向けた取り組みを積極的に推し進めている。

また、昨年度は地域の◇◇公園の清掃に参加するなど、地域の環境改善活動（清掃ボランティア）へ積極的に参加している。

改行する場合は、「Alt キー + Enter キー」を使用してください。
文章のレイアウトをスペースキーで調整しないでください。

その6 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものは除く。）

- これまでに事業所内外で実施した地球温暖化対策や環境対策、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等について、その内容と実施状況に関する自己評価を記入してください。
特に対外的にアピールしたい事項がありましたら、積極的に記入してください。

《記入例》

当社では、2013 年度に地球温暖化対策方針を定め、各事業所において、日頃から積極的な温暖化対策を進めている。

本事業所では、上記方針に基づき、具体的には次の対策を実施している。

1. 本事業所において実施した対策内容

- ①入居テナントが参加する定期的な省エネ推進協議会を開催し、テナント事業者の協力を得ながら、事業所の省エネ対策を実施

②*****

③*****

2. 昨年度の実施状況の評価

- ①夏期・冬期には、クール・ウォームビズへの協力を依頼し、9 割のテナントの参加を得ることができた。このテナントの積極的な協力により、空調設備による電力消費量が削減され、●%の排出量削減を実現した。
本対策を今後も継続するとともに、新規テナント等へも参加を呼び掛けることで、更なる削減効果が見込めると評価している。

②*****

③*****

その8（非公表）シート

9 総量削減義務の履行状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(2) 削減義務期間

2015 年度から	2019 年度まで
-----------	-----------

(3) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(4) 各年度の削減義務履行状況

単位：t（二酸化炭素換算）

	義務開始 の前年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務 期間合計
決定及び 予定の量	基準排出量 (A)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						49,800
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						10,200
実績	特定温室効果 ガス排出量(E)	8,500					8,500
	排出削減量 (F = A - E)	3,500					3,500
	その他ガス削減量の 義務充当量(G)						その8-①
	振替可能削減量の 義務充当量(H)						その8-②
	超過削減量の 発行量(I)						その8-③
	取引を加味した 排出削減量 (J = F + G + H - I)	3,500					3,500
	超過削減量 発行可能量	1,460					その8-④

残りの削減義務期間における排出上限量	41,300 t（二酸化炭素換算）
--------------------	-------------------

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	42,500 t（二酸化炭素換算）	その8-⑤
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	t（二酸化炭素換算）	その8-⑥
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	1,460 t（二酸化炭素換算）	

《注意》 その8シート を記入する前に確認してください！

基準排出量に相当する量を算定した事業所のみ、記入してください。その他のシートの数値が自動的に反映されますので、着色箇所のみ記入してください。

その8－① その他ガス削減量の義務充当量

- ・ 指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません。

その8－② 振替可能削減量の義務充当量

- ・ 指定相当地球温暖化対策事業所は総量削減義務の対象外であるため、法人であれば一般管理口座を開設して振替可能削減量を取得することは可能ですが、指定管理口座を開設して義務充当をすることはできません。しかし、実際に振替可能削減量に相当するもの(グリーン電力証書など)を取得して、特定温室効果ガスと相殺するよう自ら管理することなどにより目標を達成することも可能です。

当該事業所における目標達成のため、他から取得したオフセットクレジット等について、自ら管理する量があれば記入してください。自ら管理する量の詳細については、その6シートに具体的に記載してください。

(自ら管理する方法の例)

1 当該計画期間に利用する例

○都制度に利用可能なグリーン電力証書を購入する。

○一般管理口座を開設し、実際に振替可能削減量を取得し、移転等を行わず失効まで保有する。

(他に指定事業所を所有していない場合は一般管理口座の開設手数料が必要です。また、個人では開設できません。)

2 次の計画期間に利用(バンキング)する例

○超過削減量に相当する量を自ら算定し、次の計画期間に活用する。

○太陽光発電による電力量の自家消費量を特定温室効果ガス排出量の算定から除外せず、次の計画期間に再エネクレジット相当量として 1.5 倍した量を活用する。

※該当しない場合は空欄としてください。

その8－③ 超過削減量の発行量

- ・ 指定相当地球温暖化対策事業所にあつては、この欄は使用しません。

その8－④ 超過削減量発行可能量

- ・ 指定相当地球温暖化対策事業所の場合、基準排出量に相当する量を算定した事業所であっても、実際に超過削減量を発行することはできません。次の計画期間に削減不足がある場合などに自ら相殺するよう管理するための量となります。

その3シート、その4シート及びその8－①から③まで入力された内容をもとに自動計算されます。

その8－⑤ 前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量

- ・ 2019 年度までの期間内で削減義務量に不足する削減量が自動計算されます。
(不足する削減量がある場合は、目標達成に向けて、今後の削減対策を検討してください)

その8－⑥ 義務充当(バンキング)可能削減量

- ・ 前年度排出量を維持したときに、次の削減義務期間において排出量の相殺に用いることが可能な量が自動計算されます。

[illegible]

このシートは、削減対策を実施した当該年度において、どの程度の削減効果が見込まれるか、推計する削減量が削減義務量に対して不足していないかなどを検証するシートです。

その9-① 対策の区分、対策の名称

- ・「その5シート」に記入した内容が自動表示されます。

その9-② 削減量

- ・「その9-①」に記載する対策を実施した場合に見込まれる一年度あたりの削減量の最大値を記入してください。

※削減量は第2計画期間の排出係数で算定した値を記入してください。

第1計画期間から継続して実施されている対策の削減量についても、第2計画期間の排出係数で算出した値を記入してください。

※削減効果量は以下を参考に推計してください。

- ・地球温暖化対策報告書作成ハンドブック

[地球温暖化対策メニュー編]の 5.3 地球温暖化対策メニュー（個表）事例紹介

<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/report/handbook/index.html>

- ・特定テナント等地球温暖化対策計画書における対策事例集

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachement/taisakujirei_100818.pdf

- ・省エネチューニングガイドブック

http://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html

その9-③ 実施時期

- ・「その5シート」に記入した内容が自動表示されます。

その9-④ 削減効果の推計

- ・実施予定の年度及び継続して効果が見込める各年度に、一年度あたりの削減量の推計量を記入してください。

※削減量は第2計画期間の排出係数で算定した値を記入してください。

その9-⑤ 対策以外の要因による排出量の減少量の推計（基準排出量比）

- ・基準排出量に相当する量を算定した事業所が記入する欄です。
- ・第2計画期間中、次の対策要件に該当しない場合は、空欄としてください。
 - ・施設や設備の変更を伴わない生産数量の増減などにより排出量が増減する
 - ・営業時間や工場の稼働時間の変更により排出量が増減する
 - ・建築物の改修工事により排出量が増減する など
- ・記入する場合は、「その9-①」で記載した削減対策以外（生産量の増減など）が要因となる削減量を推計して記載してください。

【推計量算定方法】

- ・排出量の報告実施年度は、「取引を加味した排出削減量」－「削減効果の推計及び排出量取引による取得量の合計」の値を記入してください。
- ・予定年度は、排出量の報告実施年度の値を参考に推計してください。

その9-⑥ 前年度排出量を維持したときと比較した排出量の削減量の推計

- ・記入内容から自動計算されます。
- ・計画（推計）した削減量の合計値が「削減義務量に不足する削減量」の値を下回っている場合には、義務履行のための削減対策が不足している可能性があります。第2計画期間の削減義務達成に向け、適宜、今後の削減対策を見直していただくよう、お願いします。
（「不足する削減量」がある場合は、自動でセルが赤色になり、コメントが表示されます。

その10（非公表）シート

11 統括管理者及び技術管理者の氏名等

(1) 統括管理者

氏 名	東京 太郎		
会 社 名	株式会社 東京〇〇		
所 属 名	環境部長		
連絡先	電 話 番 号	03-□□□□-××××	
	電子メールアドレス	kankyoubu@△△△.co.jp	
地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会修了番号		1010273	受講日 2010年6月11日

その10-①

半角数字で入力してください。

(2) 技術管理者

氏 名	東京 三郎		
会 社 名	株式会社△△サービス		
所 属 名	規格技術部門エネルギーサポートリーダー		
連絡先	電 話 番 号	03-5777 - 〇〇〇〇	
	電子メールアドレス	kikaku@×××.co.jp	
資 格 要 件 の 名 称		エネルギー管理士	取得年月日 2000年2月3日
地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会修了番号		1001280	受講日 2010年6月7日

その10-②

(技術管理者を都の登録事業者へ外部委託した場合のみ、次の欄にも記入すること。)

都 登 録 番 号	EB-098723	登 録 日 (更新日)	2010年3月23日
-----------	-----------	-------------	------------

その10-③

12 添付する書類

2016 年度特定温室効果ガス排出量算定報告書	△別紙 (1) のとおり
2016 年度その他ガス排出量算定報告書	△別紙 (2) のとおり
点検表	△別紙 (4) のとおり
検証結果報告書を含む検証書類一式	△別紙 (5) のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

備考 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

その 10ー①：統括管理者

- ・選任した統括管理者の氏名等を記入してください。（講習会修了証書がない場合は、修了番号及び受講日は空欄としてください。）
- ・統括管理者は枠内記載の要件を満たす必要があります。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた日、異動や退職等を理由に統括管理者の職務を果たすものがなくなった日などから9ヶ月以内に選任する必要があります。

（参考）統括管理者の要件

- ① 指定（特定）地球温暖化対策事業者であること（義務者以外からの選任は原則不可）
- ② 地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること ※1

その 10ー②：技術管理者

- ・選任した技術管理者の氏名等を記入してください。（講習会修了証書がない場合は、修了番号及び受講日は空欄としてください。）
- ・技術管理者は、枠内記載の要件を満たす必要があります。該当する資格要件の名称をプルダウンから選択してください。
- ・指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受けた日、異動や退職等を理由に統括管理者の職務を果たすものがなくなった日などから9ヶ月以内に選任する必要があります。
- ・技術管理者は、統括管理者が兼務することもできます。また、都に登録した「地球温暖化対策ビジネス事業者」（※2）など、要件を満たす方に外部委託することもできます。

（参考）技術管理者の要件

- ① 次を示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること ※1

※1 第2計画期間以降に、新たに指定相当地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない方を選任する場合には、東京都の定める講習会を受講してください。それ以外は、受講経験のない方を選任する場合であっても、受講は任意です（受講しない場合にも、制度についての理解に努めてください。）。

（講習会は2010（平成22）年度より開催しています。毎年度、春と秋頃に開催予定です。）

※2 「地球温暖化対策ビジネス事業者」の登録・紹介については、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）のホームページを参照してください。

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
<http://www.tokyo-co2down.jp/>

その 10ー③：添付する書類

- ・計画書以外の添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照先を明確にしてください。

【参考 1】日本標準産業分類表（平成 25 年 10 月改定）

日本標準産業分類 中分類（1）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類 中分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業, 保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業, 商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
K	不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業, 飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育, 学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育, 学習支援業
P	医療, 福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業(別掲を除く)
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

【参考 2】対策区分一覧

対策区分（業務部門）・・・【第一区分の事業所】

種別	大区分	区分名称	区分番号
特定温室効果ガス	一般管理事項	11_推進体制の整備	110100
		11_主要設備等の保安全管理	110200
		11_計測・記録の管理	110300
		11_エネルギー使用量の管理	110400
	熱源設備・熱搬送設備	12_燃焼設備の管理	120100
		12_冷凍機の効率管理	120200
		12_運転管理及び効率管理	120300
		12_補機の運転管理	120400
		12_熱搬送設備の運転管理	120500
		12_廃熱回収の管理	120600
		12_蒸気の漏えい及び保温の管理	120700
		12_熱蓄槽の管理	120800
	空気調和設備・換気設備	13_空気調和の管理	130100
		13_空気調和設備の効率管理	130200
		13_換気設備の運転管理	130300
	給湯設備、給排水設備、 冷凍冷蔵設備、厨房設備	14_給湯設備の管理	140100
		14_給排水設備の管理	140200
		14_冷凍冷蔵設備及びちゅう房設備の管理	140300
	受変電設備、照明設備、 電気設備	15_受変電設備の管理	150100
		15_照明設備の運用管理	150200
		15_事務用機器等の管理	150300
	昇降機、建物	16_昇降機の運転管理	160100
		16_建物の省エネルギー	160200
	負荷平準化	17_負荷平準化対策	170100
		17_コージェネレーション	170200
		17_新エネルギー	170300
排出量取引 その他	その他	18_排出量取引	180100
		18_その他	180200

対策区分（産業部門） ・ ・ ・【第二区分の事業所】

種別	大区分	区分名称	区分番号
特定温室効果ガス	一般管理事項	31_推進体制の整備	310100
		31_主要設備等の保安全管理	310200
		31_計測及び記録の管理	310300
		31_エネルギー使用量の管理	310400
		31_生産工程のエネルギー管理	310500
	ボイラー、工業炉、蒸気系統、熱交換器等	32_燃料の燃焼の合理化に関する措置	320100
		32_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	320200
		32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	320300
		32_廃熱の回収利用に関する措置	320400
		32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	329900
	空気調和設備・換気設備	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	330200
	発電専用設備、コージェネレーション設備	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	340500
	受変電設備、配電設備	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	350600
	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	360700
	電動力応用設備、電気加熱設備等	37_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	370700
	照明設備	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	380700
	昇降機	39_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	390700
排出量取引 その他	その他	49_排出量取引	490100
		49_その他の削減対策	490200

お問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001 東京都庁第二本庁舎 16 階北側

TEL 03-5388-3438 FAX : 03-5388-1380

E-Mail ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

「総量削減義務と排出量取引制度」

特定温室効果ガス

排出量算定報告書

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局

2017（平成29）年4月

目次

はじめに	2
1 算定報告書について	3
2 EXCELファイルの機能（EXCELの使い方）	4
3 算定報告書の様式及び記入例	
・その1（事業所の概要及び事業所境界の図示）	7
・その2（事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示）	9
・その3（算定体制）	11
・その4（燃料等使用量監視点）	13
・その5（燃料等使用量）	15
・その6（燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量）	21

はじめに

特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。）は、条例対象となる事業所の年間の燃料等使用量及び温室効果ガス排出量などの報告を主としており、総量削減義務と排出量取引制度において、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書、指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書、事業所区域変更申請書、地球温暖化対策計画書及び基準排出量決定申請書を提出する際に、添付が必要な書類になります。

なお、この記入要領では、算定報告書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのE X C E Lを利用することを前提として構成しています。算定報告書のE X C E Lファイルは、環境局気候変動対策の総量削減義務と排出量取引制度のホームページ

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html)

で公表いたします。ダウンロードして御利用ください。

算定報告書の添付が必要な提出書類

提出書類（名称）	提出者	提出条件	提出期限
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	所有事業者等	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けておらず、かつ前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上	10 月末日
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	所有事業者等	新たに指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合	10 月末日
事業所区域変更申請書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者） 所有事業者等	複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合又は新たに満たした場合（任意）	新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の9月末日
地球温暖化対策計画書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者）	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②指定日から 90 日
	指定相当地球温暖化対策事業者	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日から 90 日
基準排出量決定申請書	特定地球温暖化対策事業者	削減義務開始時	9 月末日
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者）	指定取消しの要件に該当した場合	9 月末日
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定相当地球温暖化対策事業者	指定相当取消しの要件に該当した場合	9 月末日

1 算定報告書について

- 算定報告書は、この記入要領及び 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（以下「算定ガイドライン」という。）に従って作成してください。
- 算定報告書は、次の項目から構成されています。

項 目	概 要
1. 事業所の概要	事業所の名称・所在地等の概要を記入します。
2. (1) 事業所境界の図示	事業所の範囲が明確に判別できるよう、図面・罫線・文字等で図示します（スペースが不足する場合には、別紙に記載することも可能）。 なお、事業所範囲のとりえ方は、算定ガイドライン第2部第2章を参照してください。
2. (2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示	把握した燃料等使用量監視点の位置を、図面・罫線・文字等で図示します（スペースが不足する場合には、別紙に記載することも可能）。 なお、燃料等使用量監視点については、算定ガイドライン第2部第3章を参照してください。
2. (3) 算定体制	日常的な、データ採取・集計・報告等を正確に実施するための、ルール及び組織体制を構築するため、算定責任者・算定担当者・算定体制について記入します。
2. (4) 燃料等使用量監視点	把握した燃料等使用量監視点すべてについて、番号・排出活動・燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成します。
2. (5) 燃料等使用量	(4) で記載した、燃料等使用量監視点ごとの燃料等使用量を記入します。 なお、燃料等使用量の算定については、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。
2. (6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量	(5) で記入した内容に基づき、特定温室効果ガス排出量の合計値を算出します。また一部、算定ガイドラインに記載していない係数等の入力が必要になります。 算定ガイドライン第2部第5章を参照してください。

- 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書、事業所区域変更申請書、地球温暖化対策計画書（指定相当地球温暖化対策事業所を除く。）及び基準排出量決定申請書に添付する算定報告書は、東京都に登録した登録検証機関の検証が必要です。

※ 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書及び地球温暖化対策計画書（指定相当地球温暖化対策事業所に限る。）に添付する算定報告書は、検証不要です。

- 検証を受けた算定報告書を東京都に提出する際は、検証結果報告書を添付してください。

2 EXCELファイルの機能（使い方）

EXCELファイルへの入力、まず、入力するシートを確認した上で、適正な手順（順番）で行ってください。また、EXCELの計算方法の設定は「自動」にしてください。計算方法を「手動」に設定していると再計算が実行されず、正しく計算されないことがあります。

（１）EXCELへの入力

都から提供する算定報告書EXCELファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。

事業者は入力可能な黄色のセルに文字や数値等を入力してください。白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

（２）EXCELファイルのダウンロード

EXCELファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

（３）コメントの表示／非表示

EXCELファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。EXCELの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

（４）ファイル形式等の改変禁止

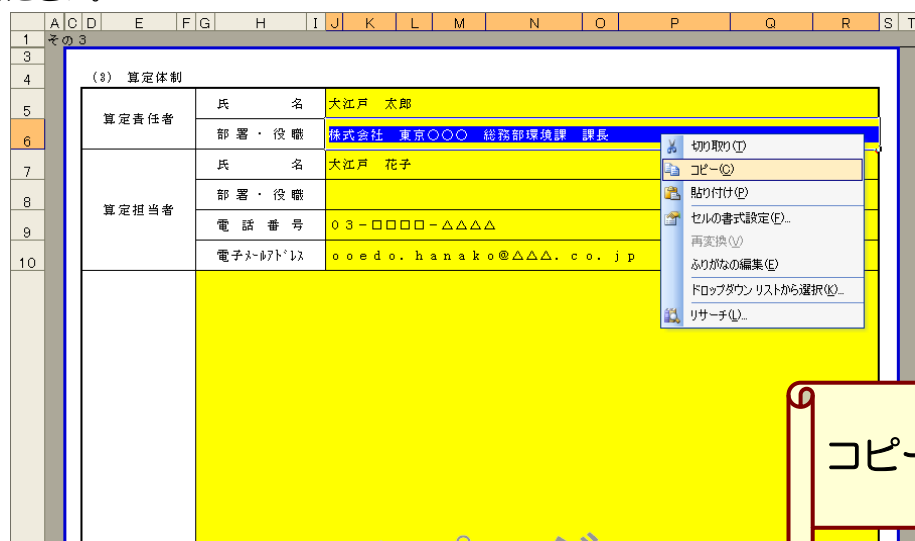
提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護をかけること、シート・セルにリンクを張ること、シート名の変更等改変を行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

（５）セル内の改行

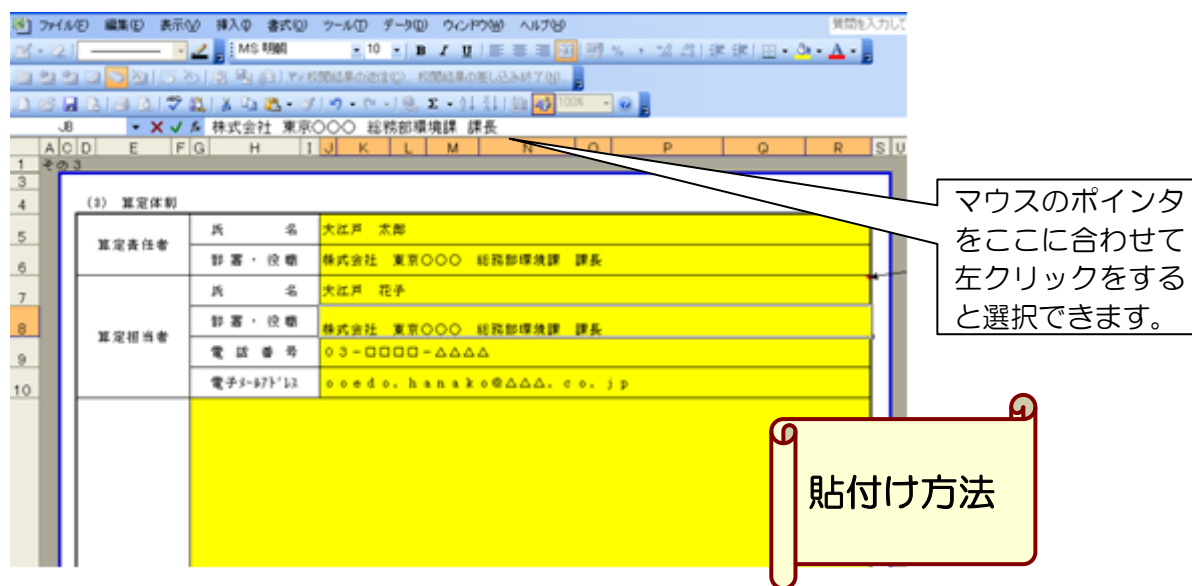
「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内で改行できます。

（６）コピー＆貼り付け（文字単位でのコピー）

単純なセルのコピーや貼付けは行わないで下さい。ここでは文字単位でのコピーについて説明します。文言等を他のセルでも使用する場合は、再利用する文字のみを選択して、マウスの右クリック（若しくは「Ctrl」キーを押しながら「C」キーを押す）を使い、下に示した方法でコピーしてください。



コピーした文字列を貼り付けるには、貼り付けたいセルをダブルクリックした後に、セルの中を選択してから、マウスの右クリック操作により行います。あるいは、下に示すようにセルの内容を示す「fx」の枠内を選択し、貼り付けることでもできます。



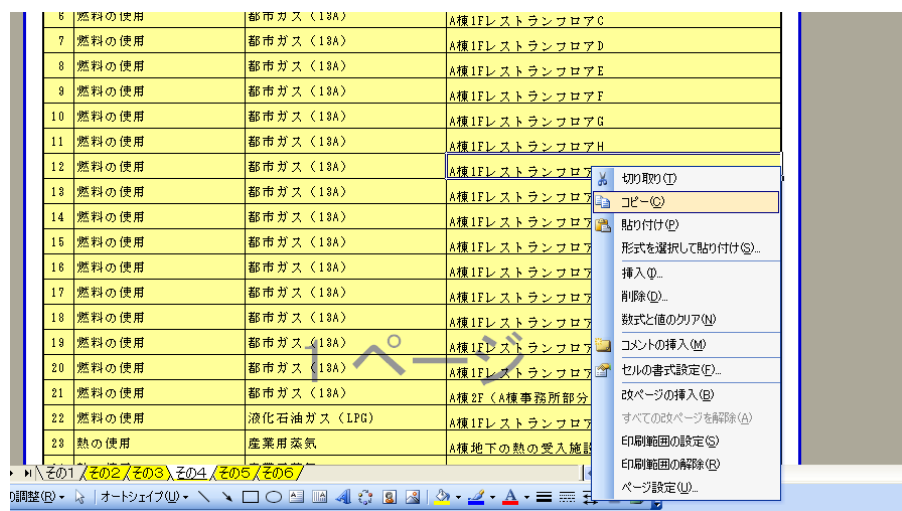
(7) コピー＆貼り付け（セル単位でのコピー）

算定報告書には保護がかかっており、基本的に単純なコピー＆貼り付けができません。

そこで、次に、共通箇所を部分的にコピーして算定報告書に貼り付ける方法について、以下に説明します。

ア) 共通箇所のコピー

- ① コピーしたいセルを選択し、コピーします。（この例では、マウスの右クリックでコピーしています。）



イ) データ貼り付け

- ② データを貼り付けたいセルを選択します。
- ③ セル上で右クリックをし、「形式を選択して貼り付け」を選択します。
- ④ 「形式を選択して貼り付け」が立ち上がるので、「値と数値の書式」又は「値」を選択します。
- ⑤ OKを押すとデータが貼り付けられます。

3 算定報告書の様式及び記入例

黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入してください。その他セルは自動計算されます。

（第6号様式 その1）

※記入例

2016

 年度

その1-①

特定温室効果ガス排出量算定報告書

算定対象年度を「**西暦（四桁）**」で入力

1 事業所の概要

事業所の名称	新宿〇〇ビル
事業所の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
指定番	9999
建物の延べ面積	115,000

対象となるビルや工場等の名称

- 〇〇工場
- 〇〇事業所
- 〇〇センター 等

その1-②

2 排出量算定に係る事項
(1) 事業所境界の図示

事業所に含まれる建物及び施設

新宿〇〇ビル新館
新宿〇〇ビル北館
新宿〇〇ビル南館

算定ガイドラインの事業所範囲のとりえ方に従い、事業所範囲を図示してください。
※熱供給事業者の場合は、熱の供給先の範囲も図示してください。

周囲が当該事業所に含まれないことを明確にします。このため、事業所範囲外の建物・施設等の状況も図示してください。

その1-③

※欄が不足する場合は、別添とすることも可能です。
「別紙〇のとおり」等ご記入願います。

その１－①：算定対象年度

必ず「西暦（四桁）」で記入してください。それ以外の数値を入力した場合、都市ガスの熱量計算が正確に行われません。

その１－②：事業所の概要

「事業所の名称」

事業者名ではなく、事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名）を記入してください。

指定(又は特定)地球温暖化対策事業所に指定されている事業所の方は、「指定(又は特定)地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載された事業所の名称を記入してください。

※ 指定(又は特定)地球温暖化対策事業所に指定された後に、事業所の名称変更を届出した場合は、届出後の事業所の名称を記入してください。

指定相当地球温暖化対策事業所に該当確認されている事業所の方は、「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業所の名称を記入してください。

「事業所の所在地」

建築確認申請等で記載されている、事業所の所在地（住居表示が基本）を記入してください。建物が複数ある場合で、それぞれ所在地が異なる場合には、代表となる所在地を記載ください。

指定(又は特定)地球温暖化対策事業所に指定されている事業所の方は、「指定(又は特定)地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載された事業所の所在地を記入してください。

※ 指定(又は特定)地球温暖化対策事業所に指定された後に、事業所の所在地変更を届出した場合は、届出後の事業所の所在地を記入してください。

指定相当地球温暖化対策事業所に該当確認されている事業所の方は、「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業所の所在地を記入してください。

「指定番号」

「指定地球温暖化対策事業所」又は「指定相当地球温暖化対策事業所」の指定番号（４桁）を記入してください。なお、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」又は「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に添付する算定報告書では記入不要です。

「建物の延べ面積」

○熱供給事業所以外の事業所の場合

建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。なお、住宅用途部分、熱供給用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所などの事業所範囲に含まれない部分については、除外した値を記入してください。

○熱供給事業所の場合

事業所の面積ではなく、熱供給先の面積を記入してください。

※ 様式の面積表示は、小数点３桁目を四捨五入し、小数点２桁までを表示しています。

※ 算定対象年度の途中で延べ面積に変更がある場合は、３月末日時点のものを記入してください。

その１－③：事業所境界の図示

事業所の範囲を図示します。その際には、算定ガイドラインを参照し「エネルギー管理の連動性」及び「近接・隣接」などの条件に従ってください。また、事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないことも明確にする必要があります。このため、事業所境界だけでなく、その周囲の状況が判断できる地図等を使用してください。また、熱供給事業所にあっては、供給先の範囲も図示してください。なお、スペースが不足する場合は、別紙として図面等を添付することも可能です。セル中には「別紙〇のとおり」等御記入願います。

※ 作成に当たっては、算定ガイドラインの第２部第２章を参照してください。

※記入例

その2-①

(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示

〇〇棟 1 F 平面図

1F設備用PS

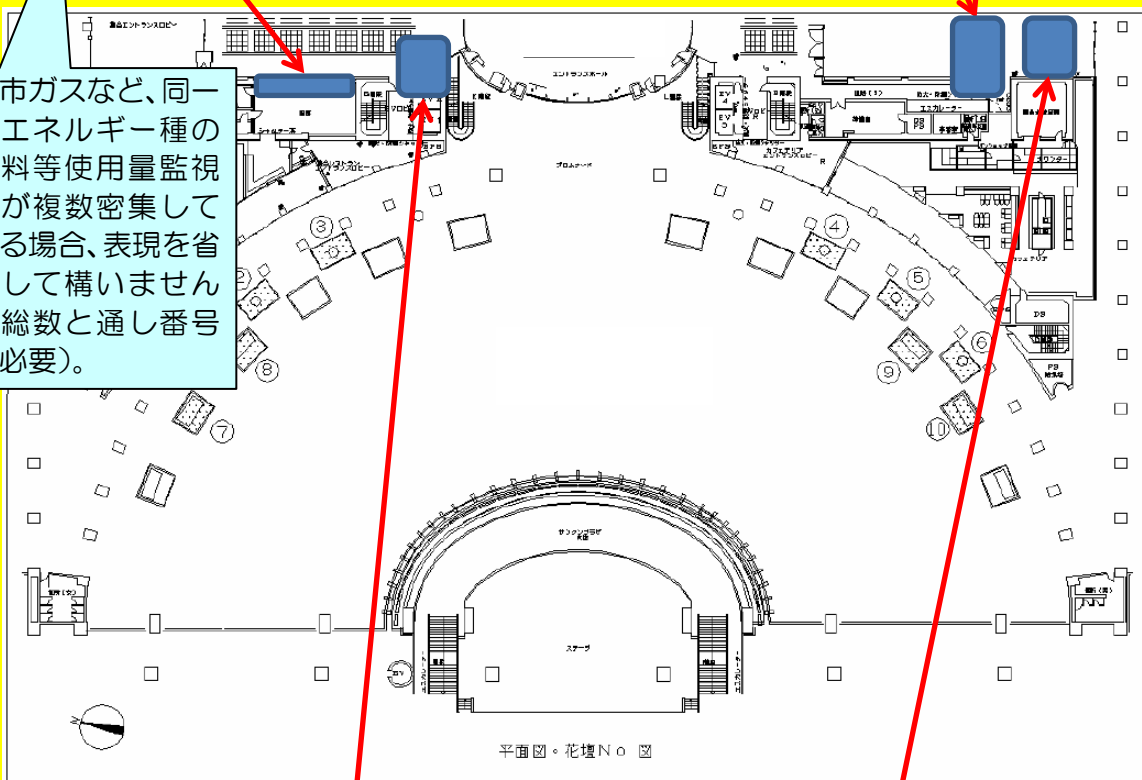
4~12...都市ガスメーター
(飲食テナント用)

全ての監視点を図示してください。1枚の図面で事業所の範囲を図示できない場合は、複数の図面を用いてください。

B1F電気室(高圧受電施設)

1~2...電力量計(事業所内の電気)
15...燃料タンク(自家発電用)
16...燃料計(自家発電使用量)
17...電力量計(発電機出力)
18...電力量計(電気の外部供給)

都市ガスなど、同一のエネルギー種の燃料等使用量監視点が複数密集している場合、表現を省略して構いません(総数と通し番号は必要)。



B1F機械設備室

3...都市ガスメーター(テナント以外)
13...熱量計(事業所内の空調用)

B1F発電室

14...燃料タンク(非常用自家発電用)
【少量危険物貯蔵取扱所】

様式その4・その5には共通する通し番号を振ってください(他も同様)。

・「太陽光発電施設等」「太陽熱利用施設等」は、燃料等使用量監視点と同様に図示し、通し番号を振ってください。
・高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱の受入れに伴う削減量を算定する場合は、該当する監視点に高効率コージェネレーションシステムからの受入れであることを明記してください。

※欄が不足する場合は、別添とすることも可能です。
「別紙〇のとおり」等御記入願います。

その2-①：事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示

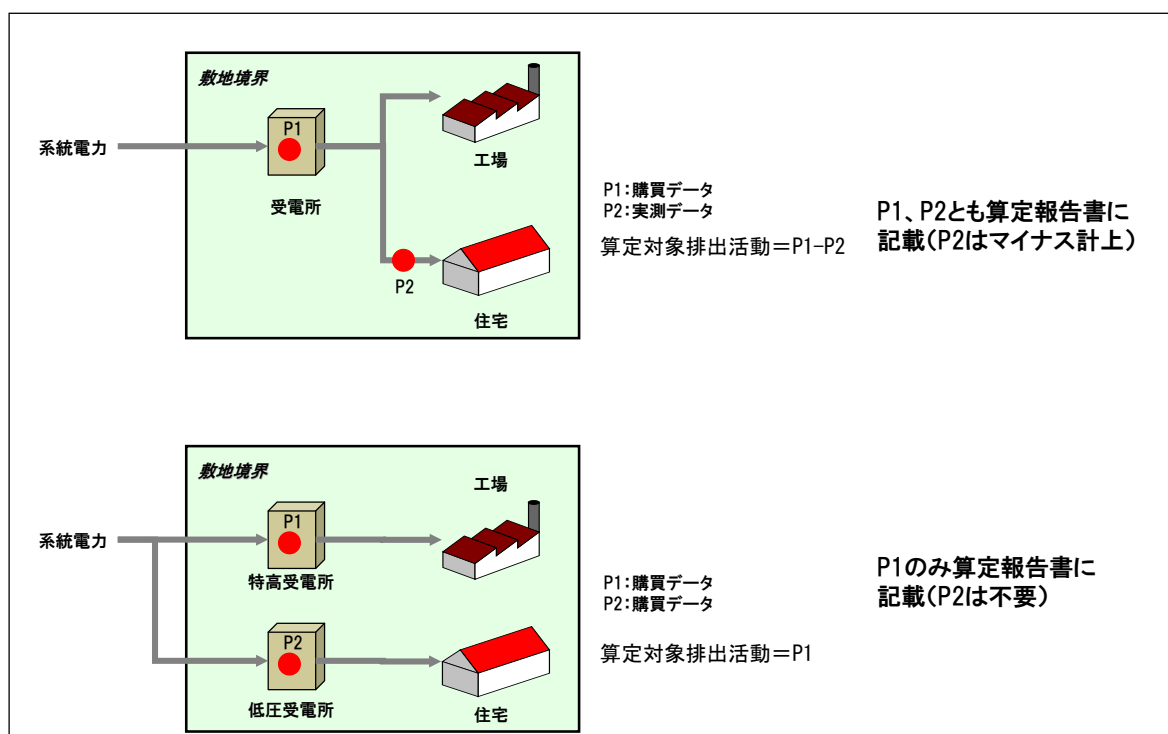
様式その1では事業所境界を図示しますが、様式その2では事業所の範囲内を、図面等を用いて明示してください（図面等が複数枚に及び、枠内に記入しきれない場合は、別紙として添付することと可能です。セル中には「別紙〇のとおり」等御記入願います。）。そのうえで、排出活動ごとに把握した燃料等使用量監視点に通し番号を設定し、「通し番号」「排出活動の種類」「位置」を、漏れないように図示してください。

図は厳密である必要はありません。燃料監視点の位置関係の概略を分かりやすく図示してください。例えば、テナントに供給するための都市ガスのように、燃料等使用量監視点が多数あるものは、概ねの位置と総数（1～10番など）が分かるようにしてください。ただし、様式その4・その5でも共通の通し番号を使用するため、不整合がないように注意してください。

なお、算定対象外である排出活動の「少量排出活動」に該当する監視点や、「事業所外利用の移動体への供給」、「工事のためのエネルギー使用」、「住宅用途への供給」については、供給会社から供給される時点において、予め区別して把握されている場合は図示不要です。供給会社からの供給量を他の排出活動と区別して把握しておらず、その内数として「事業所外利用の移動体への供給」量等を把握している場合のみ記入してください。（詳細は、次の図を参照してください。）

※ 作成に当たっては、算定ガイドラインの第2部第3章を参照してください。

※ 画像の貼り付けについては本書6ページを御参照ください。



(その3)

※記入例

算定報告書の内容確認を行う際の連絡先となるため、算定担当者は必ず記入してください。

(3) 算定体制

算定責任者	名	大江戸 太郎	その3-①
	部署・役職	株式会社 東京〇〇〇 総務部環境課 課長	
算定担当者	氏 名	大江戸 花子	その3-②
	部署・役職	株式会社 東京〇〇〇 総務部環境課	
	電 話 番 号	03-□□□□-△△△△	
	電子メールアドレス	o o e d o . h a n a k o @ △ △ △ . c o . j p	

算定体制

算定責任者
株式会社東京〇〇〇総務部環境課 課長
・算定報告書の承認

承認

算定担当者
株式会社東京〇〇〇総務部環境課
・単位発熱量、排出係数の収集
・算定報告書の作成

提出

確認

集計表の提出

新宿〇〇ビル 防災センター職員

- ・系統電力：「電力使用量のお知らせ」より使用量を把握
- ・セントラル空調用都市ガス：「都市ガス使用量のお知らせ」より使用量を把握
- ・テナント都市ガス排出量を取りまとめ：テナント企業提供の「都市ガス使用量のお知らせ」より使用量を把握

〇〇ビル 管理得意先グループ

- ・テナント都市ガス使用量伝票の取得
- ・特定テナント企業との折衝、排出量算定

その3-①：算定責任者

算定報告書の作成に関し責任の持てる方を記入してください。当該事業所の従業員がふさわしく、統括管理者と同一とすることもできます。

また、算定報告書の作成に関し責任の持てる方であれば、外部の方を選任することもできます。

「氏 名」

算定責任者の氏名（フルネーム）を記入してください。

「部署・役職」

算定責任者の所属している部署名及び役職名を記入してください。

その3-②：算定担当者

算定報告書の作成や根拠資料を用意する算定実務の主担当者を記入してください。算定内容について登録検証機関又は東京都から問い合わせがあった場合に、責任を持って対応いただける方である必要があります。

これを満たす方であれば、外部の方を選任することもできます。

「氏 名」

算定担当者の氏名（フルネーム）を記入してください。

「部署・役職」

算定責任者の所属している部署名及び役職名を記入してください。

「電話番号」「電子メールアドレス」

登録検証機関又は東京都から算定報告書に関して問合せを行う際に、連絡の取れる電話番号及びメールアドレスを記入してください。

その3-③：算定体制

温室効果ガス排出量算定のための組織体制図を図示してください。図示に当たっては、算定に使用するデータの収集過程が分かるように、「算定責任者」及び「算定担当者」の役割も含めて明示してください。

※ 作成に当たっては、算定ガイドラインの 50 ページを参照してください。

※ 画像の貼り付けについては本書 6 ページを御参照ください。

(その4)

その4-①

その4-②

その4-③

その4-④

※記入例

(4) 燃料等使用量監視点

[illegible]

その4－①：No.

様式その2に図示した燃料等使用量監視点と共通の通し番号を記入してください。ただし、「太陽光発電施設等」「太陽熱利用施設等」「高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱の受入れ」は記入不要です。

枝番号（1-1 のような番号）を振る場合、1-1 と入力します。

その4－②：排出活動

通し番号に対応する排出活動の種類をプルダウンから選択してください。

なお、熱供給事業者、電気供給事業者又はエネルギー管理の連動性のないものとしてすることができる建物等へ、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずに直接供給している場合は、「他事業所への燃料等の直接供給」を選択してください。

平成 29 年 4 月版より、「再生可能エネルギーの電気」が加わっておりますので御注意ください。

※「エネルギー管理の連動性」は、算定ガイドライン第2部第2章 16 ページを参照してください。

その4－③：燃料等の種類

その4－②の排出活動の種類に対応する燃料等をプルダウンの方から選択してください。ただし、その4－②を選択していない状態では入力できません。

その4－④：監視点の位置

燃料等使用量監視点の位置や、供給先などを簡潔に記入してください。

※記入例

[illegible]

■ その他燃料に関する情報			
	具体的燃料の種類	単 位	単位発熱量 (G J /固有単位)
そ の 他 燃 料 1			
そ の 他 燃 料 2			

その5-⑪

その5-⑫

その5-⑬

その他燃料に関して入力する際は、「その6-①」も入力してください。

点線の範囲内は、計算に反映されるため、漏れのないように入力してください。

ポイント

自動計算は、様式その5及びその6の該当箇所を入力を完全に行うことで、初めて正しく計算されます。計算が正しく行われない場合は、該当箇所が入力が完全に行われているか、確認してください。

その5-①：燃料等監視点

様式その2及びその4で入力した通し番号に対応するように記入してください。

なお、同一燃料について燃料等使用量監視点が複数存在する場合に、その5-②～⑩までの入力条件が同じ場合には、まとめて記入することができます。番号の記入は、「半角」を基本として、1番から5番まで連番の場合は、「1-5」のように「ハイフン」としてください。また、1番・3番・5番など番号が連続でない場合は、「1,3,5」のように「コンマ」で区切ってください。

その5-②：排出活動

様式その4と同様に、プルダウンから選択してください。

「他事業所への熱や電気の供給」を選択した場合は、その6-⑤の排出係数も入力してください。

平成29年4月版より、「再生可能エネルギーの電気」が加わっております。昨年度とは異なり、月単位の使用量も御記載いただきますので御注意ください。

その5-③：燃料等の種類

様式その4と同様に、プルダウンから選択してください。なお、その5-②が入力されていない状態では、選択できません。

「一般送配電事業者の電線路を介した買電」においては、「昼間」「夜間」の選択に誤りが多くなっておりますので御注意ください。

その5-④：供給会社等（※都市ガスの場合のみ）

その5-③で「都市ガス」を選択した場合、単位発熱量がガス事業者ごとに異なりますので、供給会社等をプルダウンで選択してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。また、「都市ガス6A」又は「都市ガス13A」を選択することにより、選択できるガス事業者が変化します。なお、その5-③で「都市ガス」を選択しない場合は、この項目は選択できません。

「都市ガス13A」における「青梅ガス」は、2016年度途中に単位発熱量を変更しております。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第5章 66 ページを参照してください。

その5-⑤：把握方法

燃料等使用量の把握が「購買伝票」によるものなのか、「実測」に基づくものなのか、頭文字（「購」又は「実」）をプルダウンで選択してください。

なお、「購買伝票」による把握を原則とし、「実測」に基づく把握は、購買伝票による把握が不可能な場合で、取引又は証明に使用可能な計量器による計測を行った場合に限ります。ただし、やむを得ず、特定計量器ではない計量器により実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとし、この場合、その5-⑦で検定等の有無を「無」を選択し、その5-⑮で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択してください。

また、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、特定計量器でない計量器での実測であっても、保守的な算定は必要ありません。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑥：計量器の種類（※実測の場合のみ）

その5-⑤で「実測」を選択した場合のみ、計測用計量器の種類を記入してください。「購買伝票」を選択した場合は、記入不要です。

※ 計量器の種類は、算定ガイドライン第2部第4章 55 ページを参照してください。

その5-⑦：検定等の有無（※実測の場合のみ）

その5-⑤で「実測」を選択した場合のみ、燃料等使用量の計測を行う計量器の、検定付（取引又は証明に使用可能）の有無をプルダウンから選択してください。その5-⑤で「購買伝票」を選択した場合は記入不要です。検定等の有無を「無」を選択した場合に限り、その5-⑮で該当する乗率（1.05 又は 0.95）を選択できます。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章 56 ページを参照してください。

その5-⑧：都市ガスメーター種（※都市ガスの場合のみ）

その5-③で「都市ガス」を選択した場合のみプルダウンから選択してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。供給を受けている圧力が低圧の場合「圧力補正なし」を、中間圧以上の供給を受けている場合「圧力補正あり」を選択します。

選択の誤りが多くなっておりますので御注意ください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章 60 ページを参照してください。

その5-⑨：単位

その5-③で選択した燃料等に対応する単位を、プルダウンから選択してください。以降、毎月の燃料使用量入力の際には、ここで選択した単位が計算に反映されるため、注意して入力してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。

なお、その5-③で「その他燃料」を選択した場合は、その5-⑫で入力した単位と同一の単位系（「t」、「k」、「千 Nm³」のいずれか）が選択できます。

LPG の単位は「m³」と「kg」で選択の誤りが多くなっておりますので御注意ください。

その5-⑩：入力方法（※実測の場合のみ）

その5-⑤で「実測」を選択した場合のみ、使用量等の把握方法について、プルダウンから選択してください。燃料等使用量の把握を計量器直読みにより行っている場合は「転記」を選択し、データ等信号により自動的に記録を行っている場合は、「自動」を選択してください。その5-⑤で「購買伝票」を選択した場合は記入不要です。

※平成 29 年 4 月版より、入力が必要な項目はセルの色が濃い黄色に変わります。

その5-⑪：具体的燃料等の種類（※該当する場合のみ）

「ジェット燃料油」のほか、算定ガイドラインで記載されているもの以外の燃料等を使用する場合は、この欄を入力してください。その5-⑫⑬も合わせて入力してください。

※ その5-⑪～⑬を記入した場合は、その6-①の排出係数も入力してください。

その5-⑫：単位（※該当する場合のみ）

燃料等を計測している、固有の単位を入力してください。ここで入力した単位は、その5-⑨の単位選択時に反映されます。

その5-⑬：単位発熱量（※該当する場合のみ）

その5-⑪で入力した燃料等の単位発熱量を記入してください。単位は、「GJ／固有単位」であり、分母の固有単位はその5-⑫で選択した単位が該当します。必要に応じて単位換算を行った後に、入力してください。

(その5) …右欄

この欄は、その5-①～⑩の入力が正しく行われていれば、自動計算されます。
※その5-⑪～⑬及びその6-①・②の入力が必要な場合もあります。

※記入例

[illegible]

燃料等の使用等で、「自ら生成した熱（電気）の供給」又は「再生可能エネルギーを自家消費した電気」を選択した場合は、単位発熱量及び熱量の欄は、「－」が表示されます。

「排出量」の合計は、「低炭素電力の受入」など、様式その5では入力しない項目もあるため、必ずしも、様式その6の排出量と一致するものではありません。

排出量の合算後に、小数点以下の端数処理（切捨て）を行っています。

その5-⑭：使用量

月毎の燃料等使用量を購買伝票等に記載されたものと同じ値で入力してください（表示は整数表示となります。）。同じ値を入力しないと検証に影響が出ますのでご注意ください。購買の実績がない場合には0を入力し、閉栓又は撤去等により燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合には空欄としてください。

同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、その5-①で関係を明記したうえで、同一燃料等を合計した値を入力できます。このときは、購買伝票等に記されたものをそのまま合算して、四捨五入等の処理は行わないものとします。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数が3桁として入力してください。また、入力の際には、その5-⑨で入力した単位に注意してください。

なお、燃料等使用量の把握が特定計量器ではない計量器による実測であり、保守的な算定を行う場合であっても、燃料等使用量は購買伝票等に記載されたものと同じ値で入力する必要があります。（その5-⑮で記入する乗率により、保守的な算定を行います。）

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑮：乗率

燃料等使用量の把握が特定計量器ではない計量器による実測による場合は、保守的な算定を行います。その5-⑦で検定等の有無を「無」を選択し、その5-⑮で該当する乗率（1.05 又は 0.95）を選択してください。

事業所の排出量として算定すべき排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量など）の場合は、実測した燃料等使用量に 1.05 を乗じて算定するため、プルダウンから「1.05」を選択してください。

事業所の排出量から除外すべき排出量（住宅用との電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）の場合は、実測した燃料等使用量に 0.95 を乗じて算定するため、プルダウンから「0.95」を選択してください。

なお、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、特定計量器でない計量器での実測であっても、保守的な算定は必要ありません。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章 57 ページを参照してください。

(その6)

※記入例

(6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料 ・ 熱 の 種 類			使 用 量 等		熱量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量		
			単 位	2015年度		排出係数 (t/GJ, 千kWh)	排出量 (t)	
燃料及び熱	原 油	油	kL			0.0187		
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (NGL)		kL			0.0184		
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)		kL			0.0183		
	ナ	フ	サ	kL			0.0182	
	灯	油	kL			0.0185		
	軽	油	kL	25	950	0.0187	6	
	A	重	油	kL	120	4,692	0.0189	32
	B	C	重	油	kL		0.0195	
	石 油 ア ス フ ェ ル ト		t			0.0208		
	石 油 コ ー ク ス		t			0.0254		
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t	120	6,096	0.0161	36	
		石油系炭化水素ガス	千Nm ³			0.0142		
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t			0.0135		
		その他可燃性天然ガス	千Nm ³			0.0139		
	石 炭	原 料 炭	t			0.0245		
		一 般 炭	t			0.0247		
		無 煙 炭	t			0.0255		
	石 炭 コ ー ク ス		t			0.0294		
	コ ー ル タ ー ル		t			0.0209		
	コ ー ク ス 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0110		
	高 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0263		
	転 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0384		
	そ の 他 の 燃 料	都市ガス (13A)	千Nm ³	115	5,168	0.0136	25	
		都市ガス (6A)	千Nm ³			0.0136		
産 業 用 蒸 気		GJ	3,800	3,876	0.060	22		
産 業 用 以 外 の 蒸 気		GJ			0.060			
温 水		GJ			0.060			
冷 水		GJ			0.060			
再生可能エネルギーの環境価値を移転した熱		GJ			0.060			
小 計				20,782		1,23		
電 気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	昼間 (8時～22時)	千kWh	5,250	52,343	0.489	2,56	
		夜間 (22時～翌日8時)	千kWh			0.489		
	その他の買電 (昼夜間不明の場合を含む。)		千kWh			0.489		
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気		千kWh			0.489		
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※		千kWh			0.489		
	小 計	千kWh	5,250	52,343		2,56		
外部供給	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給		GJ					
	自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給		千kWh	-342		0.5000		
	小 計						-17	
低 炭 素 電 力 の 受 入								
低 炭 素 熱 の 受 入								
高 炭 素 電 力 の 受 入								
高効率コージェネレーションシステムからの電気の受入								
高効率コージェネレーションシステムからの熱の受入								
小 原 単 位 建 物 相 当 量								
合 計		GJ		73,125		3,63		
原 油 換 算		kL		1,886				

※環境価値換算量 (電気等環境価値保有量) として評価される場合は、記入しないこと。

(参考)	自 然 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー か ら 生 成 し た 熱 又 は 電 気 の 量	熱	GJ	
		電 気	千kWh	

その6-⑩

「排出量の合算後」及び「原油換算後」に、
小数点以下の端数処理
(切捨て)を行っています。

その6-①

その6-②

その6-③

その6-④

その6-⑤

その6-⑥

その6-⑦

その6-⑧

その6-⑨

ポイント

様式その6では該当する場合のみ入力してください。また、入力が必要となる箇所は多くありませんが、項目毎に単位が異なるため注意して入力してください。入力する単位を間違えると正しく計算されません。

その6-①：その他の燃料の排出係数（※該当する場合のみ）

その5-⑪～⑬で入力した場合に、選択した燃料ごとの固有の排出係数を入力してください。その他の燃料の熱量や排出量は、これら全てを入力した後、正しく計算されます。

なお、単位は（ $t-C/GJ$ ）を入力してください。単位が異なると正しく計算されません。

※ 単位が（ $t-CO_2/GJ$ ）の場合は、
炭素の分子量／二酸化炭素の分子量＝ $12/44$
を乗じて、（ $t-C/GJ$ ）に変換してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第5章 64 ページを参照してください。

その6-②：再生可能エネルギーの環境価値を移転した熱（※該当する場合のみ）

太陽熱利用施設等で発生させた熱の環境価値をグリーン熱証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち、グリーン熱証書化した量を、環境価値を移転した量として入力してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章 74 ページを参照してください。

その6-③：再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気（※該当する場合のみ）

再生可能エネルギーにより自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人に移転した場合には、再生可能エネルギーとして価値のない電気を使用していることとなるため、特定温室効果ガス排出量は他人からの買電と同等に評価します。該当する場合は、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費した量のうち、環境価値を移転した電力量（単位：千kWh）を入力してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章 74 ページを参照してください。

その6-④：再生可能エネルギーを自家消費した電気（※該当する場合のみ）

その5 シートにて「再生可能エネルギーを自家消費した電気」として算定した削減量が表示されます。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章 75 ページを参照してください。

その6-⑤：自ら生成した熱及び電力の排出係数（※該当する場合のみ）

自ら生成した熱及び自ら生成した電力を外部へ供給した場合は、算出した排出係数を入力してください。

排出係数の算出方法は算定ガイドラインを参照してください。また、単位は（ $t-CO_2/GJ$ ）または（ $t-CO_2/千kWh$ ）です。単位がその6-①と異なるため注意してください。

なお、自ら生成した熱及び電力を当該事業所以外に供給する場合で排出係数の算定する際は、削減量等算定シートで算出された排出係数を直接入力してください。ただし、削減量等算定シートで排出係数を算定できない場合は、別途、排出係数の根拠資料を提出してください。

※ 熱供給事業者及び電気供給事業者など、本来業務として供給している場合の外部供給は、この項目に該当しません。算定対象排出活動として排出量を算定してください。

※ 算定にあたっては、算定ガイドライン第2部第5章 69 ページを参照してください。

その6-⑥：低炭素電力・熱の受入れ（※該当する場合のみ）

低炭素電力・熱の受入れに伴う、削減量を算定する場合は、削減量等算定シートで算出された低炭素電力・熱削減量（ $t-CO_2$ ）を直接入力してください。

なお、「削減量等算定シート」は環境局ホームページに掲載しております。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑦：高炭素電力の受入れ（※該当する場合のみ）

高炭素電力の受入れに伴う、排出量を算定する場合は、削減量等算定シートで算出された高炭素電力排出量（ $t-CO_2$ ）を直接入力してください。

なお、「削減量等算定シート」は環境局ホームページに掲載しております。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑧：高効率コージェネレーションシステムからの電気・熱の受入れ（※該当する場合のみ）

高効率コージェネレーションシステムからの電気・熱の受入れに伴う、削減量を算定する場合は、削減量等算定シートで算出された高効率 CGS 削減量（ $t-CO_2$ ）を直接入力してください。

なお、「削減量等算定シート」は環境局ホームページに掲載しております。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑨：小原単位建物相当量（※該当する場合のみ）

小原単位建物の排出量に相当する量を算定から除外する場合は、第2計画期間の基準排出量を決定（改定を含む）する際に除外した小原単位建物相当量を直接入力してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑩：自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量（※該当する場合のみ）

自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量で、計量器による実測値を記入してください。なお、この項目は、原油換算や特定温室効果ガス排出量の計算結果に反映されません。

※ その6-⑤～⑧に記載する削減量等は、「削減量等算定シート」を用いて算出してください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/countermeasure_plan_2016.html

お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 16 階

TEL : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

E-Mail : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

記入例

①

その他ガスの計算は、**有効数値**を合わせる必要があります（左記の点線枠内の値が該当します）。各値を乗じた結果を記載する項目も、必ず、**計算結果の数値を記載**してください。有効数字の考え方は「**その他ガス排出量算定ガイドライン**」9～13ページをご覧ください。

